

令和4年度

# 美郷町結婚新生活支援事業助成金

美郷町では、お二人の新生活を応援するため、町内で新婚生活を始めるご夫婦に、新居の購入費、リフォーム費用、家賃、引越費用を助成します。



【申請期間】 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

【主な要件】

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻した夫婦
- ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得が年間400万円未満
- ・助成金の交付後、継続して5年以上美郷町に住む意思がある

※詳しくは、裏面をチェック

【対象経費】 下記のうち、令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に支払った費用について1世帯につき最大30万円まで助成します。

- ・住宅取得費用  
婚姻を機に町内で取得した住宅の購入費（建物のみ）
- ・住宅賃借費用  
婚姻を機に町内で賃借した住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ・引越費用  
婚姻を機に行う引越しに要する費用であって、引越業者又は運送業者に支払った費用
- ・住宅リフォーム費用  
婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費用

## 申請・問い合わせ先

申請を希望される方は事前にご相談ください。

美郷町役場 商工観光交流課 交流・商工班

〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10 TEL 0187-84-4909

ホームページ URL: <http://www.town.misato.akita.jp/>

## 【補助要件該当チェックリスト】

以下の要件全てに✓が入れば、この助成金を受けられる可能性があります。

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦である。
- 夫婦双方又は一方の住民票の住所が申請する美郷町内の住居の所在地となっている。
- 助成金の交付を受けた日から5年以上継続して美郷町内に居住する意思がある。
- 婚姻時における年齢が夫婦共に39歳以下である。
- 婚姻日における最新の所得証明書により確認することができる夫婦の所得を合算した金額が、400万円未満である。
- 町税及び使用料に滞納がない。
- 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない。
- ※ 夫婦の一方又は双方が離職し、申請日において無職の方がいる場合は、離職した方の分は「所得なし」として算出します。
- ※ 貸与型奨学金を返済中の方がいる場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から、所得証明書と同期間の間に返済した当該貸与型奨学金の額を控除します。
- ※ 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を控除します。
- ※ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象とされている場合は、当該支援の額を控除します。